

岩国地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日
岩国地区消防組合消防長決定

岩国地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、岩国地区消防組合が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、岩国地区消防組合では女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握するとともに改善すべき事情について分析を実施。当該課題分析の結果、今後更なる女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 令和 7 年度までに、女性の採用者数を引き上げ、職員の女性割合を 4 % 以上にする。
- (2) 令和 7 年度までに、採用試験における女性の受験者数を引き上げ、受験者総数に占める女性の割合を 5 % 以上にする。
- (3) 年次有休暇の平均取得日数を 12 日以上にする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標を達成するため、次の取組を実施する。

- (1) 採用試験受験者に占める女性の割合が増加するよう、就職説明会を開催して、女性に向けたプレゼンテーションを行う。
- (2) 仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより女性が活躍できる職場であることを広報する。
- (3) 女性職員からの意見を積極的に取り入れ、様々な課題や職場に対する意見等を把握するとともに、施設の整備や被服の改良等に反映させる。
- (4) 出産等を控えた女性職員に対し、個々の女性職員の事情に応じた柔軟な人事プランを作成するとともに、女性職員のキャリア形成を支援する。
- (5) 女性職員を対象とした外部研修に参加する機会の拡大を図る。
- (6) 出産や育児等のため休暇を予定する職員に対し、説明の場を設け、安心して、円滑な休業及び復帰ができるよう、支援を行う。
- (7) 男性職員を含む、職場全体での時間外勤務の縮減などを進め、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む。